

[第7期]仙台市タクシー運行継続奨励金

申請受付：令和7年1月20日から令和7年2月28日まで
奨励金額：タクシー車両1台あたり4万8千円



1. 交付対象者

仙台市内に営業所を置くタクシー事業者
(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者)

※ただし、暴力団等との関係を有せず、交付申請日以降も事業を継続する予定の事業者に限ります

2. 交付対象車両

令和6年4月1日から令和6年11月30日まで継続して保有し、令和6年12月1日時点において、仙台市内の営業所に保有する事業用自動車として、国土交通省東北運輸局宮城運輸支局に届出していた車両

※ただし、以下の車両は交付対象外となります。

- 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく減車等の車両
- 市等の委託事業にのみ使用する車両

3. 申請方法

交付申請書、請求書を仙台市ホームページからダウンロードし、郵送で申請して下さい
(仙台市交通政策課入口にて、申請書用紙等を配布しています)

【郵送先】 〒980-8671 仙台市役所 都市整備局 交通政策課
仙台市タクシー運行継続奨励金 担当宛
(あて先の住所は、郵便番号だけで届きます)

4. 申請書類

- ① 仙台市タクシー運行継続奨励金交付申請書
- ② 請求書
- ③ 事業に関する書類の写し(令和6年12月1日時点のもの)

法人タクシー事業	「一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画」
福祉輸送限定タクシー事業	又は「変更事前届出書」の写し等
個人タクシー事業 (一人一車制個人タクシー)	「一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可証」 の写し等

- ④ 上記「②請求書」記載の金融機関口座の通帳(またはキャッシュカード)の写し
※口座名義は申請者名義のものに限ります

5. お問い合わせ

仙台市 都市整備局 総合交通政策部 交通政策課
住所: 仙台市青葉区二日町 12-34 二日町第五仮庁舎(オンワード樫山ビル)9階
TEL: 022-214-8303